

## ハンガリー、特許法を改正

2022年1月4日

JETRO テュッセルト ルフ事務所

ハンガリー議会は、発明の特許保護に関する 1995 年法律 XXXIII 号（以下「特許法」という。）を含む関連法の改正法案（2022 年 1 月 1 日施行）が、同議会で採択され（2021 年 11 月 9 日）、大統領の署名を経て官報に掲載された旨、ウェブサイトにて公表した。

ハンガリー議会での改正法案説明資料（2021 年 11 月 8 日付）等によれば、本改正法は、次の 3 つの主要分野で特許保護制度を微調整するものである、等としている。

- ・ **Bolar 例外**<sup>1</sup>について：  
特許に基づく排他的権利の例外に関する従前の第 19 条(6) b)は実験目的の行為に対する一般的な例外と **Bolar 例外**の両方を対象としていたところ、実質的かつ技術的な成文化の観点から当該 2 つの例外を分けて規定する改正
- ・ **分離制度（バイファケーション）**<sup>2</sup>について：  
訴訟手続の迅速化のために、同じ理由による無効手続がハンガリー知的財産庁に係属していないなどの場合に、分離制度の一部を見直し、特許侵害訴訟の被告が無効の反訴を提起することを認める第 44 条、第 80 条及び第 104 条の改正
- ・ **特許訴訟における仮処分**について：  
仮処分を命じる際の特許無効の反訴の検討や、仮処分の取消しに関する規定、及び、特許無効によりその後根拠がなくなった仮処分による損害の補償に関する規定を盛り込む、第 104 条の改正

— ハンガリー議会のウェブサイト等は、以下参照（ハンガリー語） —  
(特許法を含む関連法の改正の経緯)

[Egyes igazságügyi tárgyú, valamint kapcsolódó törvények módosításáról](#)

(改正法案説明資料)

[egységes javaslattervezethez készített előterjesztői indokolás](#) (特許法については p.2~3 及び p.9 ~12 (19. §~27.§) 等)

(署名のために大統領に送付された改正法のテキスト)

[Köztársasági elnöknek aláírásra megküldött törvény szövege](#)

(官報に掲載された改正法)

<sup>1</sup> 本改正法案説明資料によれば、**Bolar 例外**とは、主に製薬業界に関わるものであり、特許期間中に製造承認等に必要試験等を実施しなければならない後発医薬品企業が特許満了の翌日に市場参入（「1 日参入」）できるようにするものである、としている。

<sup>2</sup> 本改正法案説明資料によれば、当該分離制度の下では、裁判所は、侵害訴訟で提起された無効の申立てについて判決を下す権限を有さず、ハンガリー知的財産庁での無効手続及びそれに対する控訴の期間中は侵害訴訟を停止しなければならない、としている。

[Magyar Közlöny 2021. évi 208. szám](#) (特許法については p.151～154 の「3. A találmányok szabadalmi oltalmáról szóló 1995. évi XXXIII. törvény módosítása (19. §～27.§)」等)

(本改正法を含む特許法全体)

[1995. évi XXXIII. törvény a találmányok szabadalmi oltalmáról](#)

(以上)